

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 災害に便乗した悪質商法に引き続きご注意ください
- 2 光回線やスマホ等の通信契約～電気通信事業法改正～

■ 災害に便乗した悪質商法に引き続きご注意ください

NO.144号でお伝えした、震災により損壊した屋根の修理やリフォームに関して、悪質な業者（訪問販売）に関する相談や情報が、アイネスに寄せられています。

《事例》業者が訪問してきて、「地震で屋根が壊れているようだ。屋根に上って無料で点検する」と言われ承諾した。点検後、「瓦が壊れている」と屋根の写真を見せられた。このままにしているのは雨漏りすると言うので修理を依頼した。200万円かかるが、80万円でよいと言われ契約したが、やはり高いと思い、建築関係の仕事をしている知人に相談し屋根を見てもらおうと、瓦は壊れておらず少しずれているだけだったので、知人がずれを直してくれた。

《アドバイス》業者が見せた写真は、相談者の自宅の屋根ではなかったのでしょうか。このような相談が実際寄せられています。直ぐに契約をせず、できれば複数の業者から見積もりを取り、家族や知人に相談しましょう。不審に思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

■ 光回線やスマホ等の通信契約～電気通信事業法改正～

平成28年5月21日に「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が施行されました。主な事項は、以下のとおりです。

①説明義務の導入

事業者や代理店は、利用者と契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない。

②書面交付義務の導入

事業者に対し、契約書面の交付を義務づける。

③初期契約解除制度の導入

利用者は契約締結書面受領後等から8日間は、無条件に契約解除できる。（例外あり）

④勧誘継続行為の禁止

電気通信サービスの提供に関する契約の勧誘を受けた者が、契約を締結しない旨の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止する。

⑤代理店に対する指導に関する事項

電気通信契約でトラブルになったときは、消費生活センターに相談してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録してなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話： **097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp